

医政発 0209 第 15 号
令和 4 年 2 月 9 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る検査を車両により移動して行う 衛生検査所の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る検査を行う場合の衛生検査所については、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保するため、下記のとおり取り扱って差し支えないこととしたので通知する。

この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保する必要がある場合に特に認められるものであるため、これが必要と認められなくなった場合には、直ちにこの取扱いによる車両により移動して行う衛生検査所の業務を中止するよう指導等されたい。

記

臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号。以下「臨検法」という。）及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。

1 すでに臨検法第 20 条の 3 第 1 項の登録（以下単に「登録」という。）を受けた衛生検査所が、その業務を車両により移動して行う場合

(1) 新たに衛生検査所の登録の手続を要しないものとするが、当該衛生検査所を登録した都道府県（業務を行おうとする場所が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区。以下同じ。）は、次に掲げる事項（複数の車両により移動して業務を行う場合のウに掲げる事項にあっては、各車両に係る当該事項）の提出を求め、移動して業務を行おうとする場所を所管する都道府県（以下「実施地都道府県」という。）に情報提供すること。これを変更したときも同様とすること。なお、実施地都道府県から、当該衛生検査所が車両により当該実施地都道府県に移動して業務を行うことについて、当該実施地都道府県の適切な検査提供体制に影響が生じる

等の懸念が示された場合には、情報提供を行った都道府県は、当該実施地都道府県の検査提供体制の実情等を踏まえつつ、当該事業者に対し、ウの実施計画の内容について、当該実施地都道府県と調整を行うよう促すこと。

ア 衛生検査所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 当該衛生検査所の名称及び所在地

ウ 検査業務の実施年月日、実施場所、医師又は臨床検査技師である実施責任者及び精度管理担当者等を記した実施計画

(2) 移動による振動や衝撃、温度変化、湿気や静電気等の検査用機械器具等への影響や移動先の環境を踏まえた検体検査の精度管理に努めること。

(3) 衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

(4) 当該衛生検査所を登録した都道府県が、当該衛生検査所に対して指導監督権限を有すること。ただし、1(1)により情報提供を受けた実施地都道府県は、必要に応じ、当該衛生検査所を登録した都道府県が行う臨検法第20条の5及び第20条の6に基づく検査等に協力するものとし、不適切な事例等を把握した場合には、当該都道府県に情報提供し、当該都道府県による指導監督権限の行使も含めた対応方針について協議すること。

2 新たに登録を受ける衛生検査所が、その業務を車両により移動して行う場合

(1) 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第11条に基づく登録の手続が必要であること。ただし、当該衛生検査所が、新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを取り扱うために臨時的に開設するものである場合には、「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時に開設する場合の取扱いについて」（令和2年3月5日付け医政発0305第1号厚生労働省医政局長通知）に基づき取り扱うこと。

(2) 2(1)により衛生検査所登録した都道府県は、1(1)に掲げる事項の提出を求め、実施地都道府県に情報提供すること。この場合において、1(1)イに掲げる当該衛生検査所の所在地については、当該衛生検査所の拠点とする所在地を記載すること。これを変更したときも同様とすること。なお、実施地都道府県から、当該衛生検査所が車両により当該実施地都道府県に移動して業務を行うことについて、当該実施地都道府県の適切な検査提供体制に影響が生じる等の懸念が示された場合には、情報提供を行った都道府県は、当該実施地都道府県の検査提供体制の実情等を踏まえつつ、当該事業者に対し、ウの実施計画の内容について、当該実施地都道府県と調整を行うよう促すこと。

(3) 1の(2)から(4)までと同様の取扱いとすること。